

令和6年度第2回広島市消費生活審議会の開催について（お知らせ）

1 広島市消費生活審議会の概要

広島市消費生活条例（平成18年広島市条例第75号）の規定により、消費生活に関する重要な事項等に関し、市長の諮問に応じて調査審議を行います。

2 開催日時

令和6年11月28日（木）14時00分から（2時間程度）

3 開催場所

広島市役所本庁舎14階第7会議室
（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）

4 会議の議事等

(1) 議事（諮問案件）

ア 不当な取引行為の指定の変更について

(2) 報告事項

ア 広島市消費生活センターの運営について

(3) その他

5 一般傍聴について

会議の当日、次の要領により一般の方の傍聴を受け付けます。

(1) 傍聴者の定員

10名

(2) 受付

13時30分から13時55分まで、会場で先着順に受付を行います。受付終了時刻までに定員に達したときは、その時点で受付を終了します。

(3) 傍聴者の遵守事項

会場で傍聴者の遵守事項を配布しますので、傍聴者はこれを守り、会議の円滑な進行・運営に御協力ください。

6 お問い合わせ

広島市市民局消費生活センター

広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

電話（082）225-3329（直通）

FAX（082）221-6282

eメールアドレス shouhi@city.hiroshima.lg.jp